

高田河川国道事務所工事安全対策協議会規約

（名 称）

第1条 本会は、高田河川国道事務所工事安全対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所（以下「事務所」という）の工事施工に当たり、労働災害の防止に関する総合的計画のもとに工事の安全施工、労働者の安全衛生の確保及び第三者に対する安全等を確保し、工事の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）工事の安全に関する意識向上のための建設労働災害防止大会の開催
- （2）建設労働災害防止に関する講習会の開催
- （3）工事期間中の安全パトロールの実施
- （4）安全施工技術の向上に関する調査研究
- （5）その他、目的達成に必要な事項

（組 織）

第4条 協議会の会員は、事務所長、副所長（事務、河川、道路）、事業対策官、総括保全対策官、経理課長、工務第一課長、工務第二課長、河川管理課長、道路管理第二課長、調査第一課長、調査第二課長、防災課長、専門調査官、各出張所長及び各工事担当建設監督官並びに受注者をもって構成する

2. 協議会の下部組織として、必要に応じて地区協議会を設けることができる。

（入会及び脱会）

第5条 協議会の受注者会員は、工事請負契約の締結をもって入会し、工事目的物の引渡をもって脱会する。

（役 員）

第6条 協議会には次の役員をおく。

会 長：1名

副会長：若干名 副所長（技術）及び受注者の代表会社役員

幹 事：若干名 総括保全対策官、発注事務担当代表課長、地区代表出張所長及び受注者の代表会社役職員（うち、幹事長1名）

役 員：副所長（事務）、事業対策官、専門調査官、幹事を除く発注事務担当課長並びに各出張所長及び各工事担当建設監督官

2. 会長は事務所長とする。

3. 副会長及び幹事は、会員の中から会長が指名する。

4. 幹事長は、総括保全対策官とする。

5. 受注者役員の任期は、第5条に係わらず会長が指定する期間とする。

（役員の仕事）

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副所長（技術）が会長の職務を代行

する。

3. 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を統括する。
4. 幹事は、会員相互の連絡及びその他の事務を司る。
5. 役員は、副会長、幹事を補佐し、会務の執行にあたる。

(運 営)

第8条 協議会を円滑に運営するため、役員会及び幹事会を置く。

2. 役員会は、第6条の役員をもって構成し、会長は、必要に応じて役員会を開催し、協議会の運営に関する基本的事項を決定する。
3. 幹事会は、役員会において決定した協議会の運営に関する事項の実務を担当するほか、役員会に付議すべき事項及び役員会の決定を要しない会務の執行に関する実務を担当する。

(顧 問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2. 協議会は、第2条の目的達成のため、必要に応じ顧問の指導助言を受けることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、総括保全対策官とする。

(経 費)

第11条 本会の活動に必要な会場借り上げ費、印刷費及び通信連絡費等は、事務局において負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し、会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成7年6月30日より施行する。

この改正後の規約は、平成9年4月1日から適用する。

この改正後の規約は、平成13年5月16日から適用する。

この改正後の規約は、平成14年5月28日から適用する。

この改正後の規約は、平成15年6月4日から適用する。

この改正後の規約は、平成17年6月6日から適用する。

この改正後の規約は、平成18年6月15日から適用する。

この改正後の規約は、平成20年7月1日から適用する。

この改正後の規約は、平成23年6月28日から適用する。

この改正後の規約は、平成26年7月7日から適用する。

この改正後の規約は、平成27年6月5日から適用する。

この改正後の規約は、平成28年5月25日から適用する。

この改正案の規約は、平成30年5月17日から適用する。

この改正案の規約は、令和元年5月17日から適用する。

この改正案の規約は、令和3年5月19日から適用する。

この改正案の規約は、令和6年5月28日から適用する。

この改正案の規約は、令和7年6月12日から適用する。